

責務の分類表

	つかう(利用促進)	まもる(安全利用)	とめる(駐輪環境)	はしる(通行環境)	その他
市の責務	自転車の利用促進	安全利用に関する教育、啓発及び指導		自転車利用環境の向上に係る施策推進	条例の目的を達成するために必要な施策
	自転車の定期的な点検整備及び自転車損害賠償保険への加入の促進	地域、自転車小売店、事業所における自転車の安全利用に関する活動の支援			
		自転車利用者の犯罪被害防止の促進			
自転車利用者の責務	ひたたくり防止カバーの活用など犯罪被害の防止に努めなければならない。	自転車利用者は、道路交通法その他法令を遵守するとともに、人優先の意識を持って自転車の安全な利用に努めなければならない。	自転車利用者は、防犯性能の高い錠の取り付け及び錠の徹底		
	自転車に乗る前の日常点検と販売店による定期的な点検を受けるよう努めなければならない。	車利用者は、歩道においてその利用する自転車の進行が歩行者の通行を妨げるおそれがあるときは、あらかじめ当該自転車を押して歩く等、歩行者の交通安全の確保に十分に配慮するよう努めなければならない。			
		自転車利用者は、歩行者の多い交差点で横断歩道を通行する場合は、自転車を押して通行するなど、歩行者の通行に配慮するよう努めなければならない。			
		自転車利用者は、自転車事故の保険に加入するよう努めなければならない。			
市民等の責務	5km以内の利用は自転車を使いましょう 公共交通機関を利用しましょう	市民は、自転車の安全な利用に関する理解を深め、交通事故の防止に努めるとともに、家庭・地域社会において自主的に安全利用の促進に寄与するよう努めなければならない。			市民等は、本市が実施する自転車の安全な利用の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。
自転車製造業者の責務 自転車販売業者の責務		自転車製造業者及び自転車販売業者等は、自転車の購入者に対し、自転車の安全利用について周知を図るとともに、自転車の保険に関する情報の提供に努めなければならない。			
		自転車製造業者及び自転車販売業者等は、道路において使用する自転車を販売するときは、灯火及び車両の両側面並びに後部に反射板を設置するよう努めなければならない。			
		自転車製造業者及び自転車販売業者等は、盗難の防止に配慮した錠前や、ひたたくり等の犯罪に遭うことを防止するための用具の普及に努めなければならない。			
		自転車製造業者及び自転車販売業者等は、本市が実施する自転車の安全利用に関する講習の受講に努めなければならない。			
保護者等の責務		児童又は生徒の保護者は、その児童又は生徒に対し、自転車の安全利用に関する教育及び指導に努めなければならない。			
		高齢者を扶養する者は、当該高齢者に対し、乗車用ヘルメットの着用その他自転車の安全利用に関する助言に努めなければならない。			
		保護者は、その児童又は生徒が利用する自転車を定期的に点検し、必要に応じ整備するよう努めるとともに、自転車事故の保険等に加入するよう努めなければならない。			

	つかう(利用促進)	まもる(安全利用)	とめる(駐輪環境)	はしる(通行環境)	その他
学校長の責務		学校長は、その児童及び生徒に対し、自転車の適正な使用方法と発達段階に応じた自転車に関する交通安全教育を行わなければならない。			
		中学校及び高等学校の長は、生徒の自転車通学を認めるときは、当該生徒に対し自転車の安全教育を実施した上で、自転車通学を認めなければならない。			
		大学及び専修学校等の長は、学生又は生徒に対し、自転車の安全利用に関する教育、啓発及び指導に努めなければならない。			
事業者等の責務	事業者は、自転車の安全な利用の促進するため、自転車利用推進委員の設置に努めなければならない。	事業者は、従業員その他事業活動に従事する従業員に対し、自転車の安全な利用に関する教育及び適正な管理が行われるよう指導しなければならない。			事業者は、本市が実施する自転車の安全な利用の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。
		事業者は、事業活動に使用する自転車を定期的に点検し、必要に応じ整備するよう努めるとともに、自転車事故の保険等に加入するよう努めなければならない。			
		自転車貸出事業者等は、自転車を貸し出すときに、自転車の安全な利用及び適正な管理について啓発しなければならない。			